

# 兵庫県公報

平成25年6月3日 月曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

監査委員公告	ページ
○ 監査の結果について .....	1

## 監査委員公告

平成25年6月3日

兵庫県監査委員

藤川泰延  
塚本隆文  
藤井訓博  
長岡壯壽

### 監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成25年2月14日から5月16日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を次のとおり公表する。

## 目次

第1 監査の実施	3
1 監査の実施方針	4
2 監査の対象	4
第2 監査の結果	5
1 総括	6
2 指摘の状況	6
3 主な指摘事項	7
4 留意・改善・要望事項	8
5 重点監査の結果について	8
第3 指摘項目の内容	10
地方機関等	11

第 1 監 査 の 実 施

## 1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目（委託契約事務、個人県民税に対する取組）に留意し、監査を実施した。

## 2 監査の対象

監査の対象とした97地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実 施 機 関 名	監 査 実 施 日
企画県民部 東播磨県民局	平成25年5月14日、5月15日
北播磨県民局	平成25年5月8日、5月9日
中播磨県民局	平成25年2月14日、2月15日
西播磨県民局	平成25年4月25日、4月26日
広域防災センター	平成25年4月23日
東京事務所	平成25年2月18日
健康福祉部 中央こども家庭センター	平成25年5月15日
姫路こども家庭センター	平成25年2月15日
県立明石学園	平成25年5月16日
食肉衛生検査センター	平成25年5月7日
産業労働部 県立ものづくり大学校	平成25年2月18日
農政環境部 県立農林水産技術総合センター	平成25年5月9日
姫路家畜保健衛生所	平成25年2月18日
教育委員会 播磨東教育事務所 外5機関 明石高等学校 外62校	平成25年2月15日、2月18日、 4月18日、4月22日、4月23日、 4月30日、5月7日、5月10日、 5月15日、5月16日
公安委員会 明石警察署 外14署	平成25年2月18日、4月22日、 4月23日、4月30日、5月10日、 5月16日

第2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、地方機関等に対する指摘は、20機関、49項目で、内容面では収入事務が18項目、支出事務、財産管理事務が共に12項目で、この3事務で全指摘項目の86%を占めている。

収入事務については、大学・高校奨学資金貸付金返還金などの収入未済や200万円以上の県税高額滞納が多額であることから、新規滞納の発生防止に努めるとともに、債権の実情を踏まえた積極的で多様な徴収対策の実施等、収入の促進になお一層努められたい。

特に、今年度新たに設置された債権管理推進本部の指導のもと、各部局債権管理委員会が設定する債権管理目標が達成されるよう庁内サポート体制による債権回収方策を強力に推進するなど、効果的な取組に意を用いられたい。

また、支出事務については、基本的な確認等が不十分なことに起因していると考えられる事務処理誤りが多発していることから、これまでの再発防止策が形骸化していないか検証するとともに、適正な事務手続の徹底に向けた各般の取組をなお一層強化されたい。

さらに、財産管理事務については、交通事故等による公用車の損傷が指摘項目の2分の1を占めている。全体では事故件数は減少しているものの、前年度同期と比べて増加している所属もあることから、交通事故等の防止及び適切な財産の管理に引き続き努められたい。

なお、指摘事項のほかにも、より効果的かつ効率的な事務執行とするための意見を「留意・改善・要望事項」として記述するとともに、平成24年6月から1年にわたり実施した重点監査について、「重点監査の結果」として取りまとめたので、今後の事務執行等に際して特段の配慮を願いたい。

2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	予算 執行	収入	支出	財産	工事 事務	補助 事業	契約 事務	合計	指摘項目 の 内 容
東播磨県民局		4		2	1			7	11頁
北播磨県民局		1	1	1	1			4	11頁
中播磨県民局		3	1	4	1	1	1	11	12頁
西播磨県民局		3					1	4	13頁
中央こども家庭センター		1						1	13頁
姫路こども家庭センター		1						1	13頁
県立明石学園		1	1					2	14頁
県立農林水産技術総合センター	1		3	2				6	14頁
姫路家畜保健衛生所			1					1	14頁
播磨東教育事務所		1						1	14頁
播磨西教育事務所		1						1	14頁
県立歴史博物館		1	1					2	15頁
県立考古博物館		1						1	15頁
東播工業高等学校			1					1	15頁
北条高等学校			1					1	15頁
相生産業高等学校			1					1	15頁
上郡高等学校			1					1	15頁
明石警察署				1				1	15頁
加西警察署				1				1	15頁
加古川警察署				1				1	15頁
合 計 (20機関)	1	18	12	12	3	1	2	49	—

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

企画県民部	東京事務所、広域防災センター
健康福祉部	食肉衛生検査センター
産業労働部	県立ものづくり大学校
教育委員会	県立教育研修所、県立図書館、明石高等学校、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石城西高等学校、明石清水高等学校、明石西高等学校、農業高等学校、加古川北高等学校、加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、西脇北高等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木北高等学校、三木東高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、高砂南高等学校、松陽高等学校、小野高等学校、小野工業高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、社高等学校、多可高等学校、東播磨高等学校、播磨南高等学校、姫路別所高等学校、姫路工業高等学校、姫路西高等学校、姫路飾西高等学校、飾磨工業高等学校、姫路商業高等学校、姫路南高等学校、網干高等学校、相生高等学校、龍野高等学校、龍野北高等学校、赤穂高等学校、夢前高等学校、神崎高等学校、福崎高等学校、香寺高等学校、太子高等学校、佐用高等学校、山崎高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、姫路聴覚特別支援学校、のじぎく特別支援学校、いなみ野特別支援学校、東はりま特別支援学校、北はりま特別支援学校、姫路特別支援学校、播磨特別支援学校、赤穂特別支援学校、西はりま特別支援学校
公安委員会	三木警察署、社警察署、西脇警察署、高砂警察署、姫路警察署、網干警察署、福崎警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、佐用警察署、宍粟警察署

### 3 主な指摘事項

指摘のあった20機関、49項目のうち、主な指摘事項とその内容は次のとおりである。

#### (1) 収入の促進について

ア 200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると67,306,652円増加(増加率34.7%)しており、261,199,129円となっている。(東播磨県民局51,068,173円、北播磨県民局28,174,683円、中播磨県民局113,316,289円、西播磨県民局68,639,984円)

イ 港湾施設占用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると556,167円増加(増加率2.4%)しており、23,917,845円となっている。(東播磨県民局4,569,229円、中播磨県民局10,697,376円、西播磨県民局8,651,240円)

ウ 大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、前年度同期と比較すると1,820,870円増加(増加率0.3%)しており、705,781,730円となっている。(播磨東教育事務所270,917,370円、播磨西教育事務所434,864,360円)

#### (2) 収入証紙の消印漏れについて

収入証紙により手数料の納付があったときは、当該証紙をはり付けた申請書等を受理した者が申請書等の紙面と証紙の彩紋にかけて証紙消印を鮮明に押印しなければならない(収入証紙条例施行規則第3条)とされているのに、収入証紙の取扱いに係る理解が不十分であったため、建設業許可更新申請手数料等に係る証紙のうち消印漏れとなっていたものが、512件、29,680,000円あった。(中播磨県民局)

#### (3) 支出負担行為の整理時期について

支出負担行為は、県が支出の義務を負うこととなる、いわば予算執行の第1段階の行為であり、支出の原因となる一切の行為が含まれ、支出の手續に先行するものであって、支出命令とは区分して考えなければならないとされている。

支出負担行為の整理時期に関しては、「支出決定のとき」又は「請求のあったとき」とされているもの(財務規則別表第2、第3)及び「支出負担行為の整理時期等の特例扱い(昭和62年8月20日付会第304号出納長通知)」に該当するもの以外のものについては、事前に支出負担行為の決定を行う必要がある。

しかし、財務規則等に対する理解が不十分であったため、支出負担行為の決定を行わずに契約を締結していたもの又は支出負担行為兼支出決定書により支出負担行為を決定していたものが、次のとおりあった。

- ア システム保守点検委託料 1件、170,100円（中播磨県民局）
- イ 会費負担金 4件、204,600円（県立明石学園、上郡高等学校）
- ウ 30万円以上の備品購入費等 4件、1,030,144円（県立農林水産技術総合センター）
- エ 公共下水道事業受益者負担金等 2件、1,602,400円（東播工業高等学校）
- オ 事業執行に先立って経費執行について意思決定手続を経ていた備品購入費 1件、259,350円（相生産業高等学校）

#### 4 留意・改善・要望事項

財務に関する事務の執行等に関連した留意・改善・要望事項は次のとおりである。

##### (1) 交通事故等の防止について

今回の報告において、公用車の損傷に係る指摘は、6機関、14台で、前年度同期の11機関、25台と比較すると機関数、台数ともほぼ半減している。

減少傾向の顕著な所属では、所属長による指導の徹底、車庫の照明の整備や支柱に反射テープ等を貼って視認性を高める等の設備の改良のほか、車両の後進時や転回時には同乗者が降車して確認・誘導を行うといった工夫が見受けられた。（中播磨県民局、西播磨県民局）

県行政を効率的に執行する上で公用車の機動性は欠かせないものの、交通事故等のリスクが常につきまとうものであることから、職員等の安全を確保するという面、また、県有財産の適切な管理、予算の有効活用という面からも、公用車の交通事故等は極力避けなければならない。

そのためには、交通安全運転研修の継続的な実施や職場会議等により安全運転意識の高揚を図ることはもちろんのこと、前述の所属における取組を参考に、県下全ての所属において交通事故等の防止に実効ある取組を検討、実施するとともに、事故抑止方策に係る情報交換を行うなど、交通事故等の防止に引き続き努められたい。

##### (2) 経理事務について

主な指摘事項に記載した、収入証紙の消印漏れ（1機関、512件）、契約・発注等に先んじて決定すべき支出負担行為を支出時に行ったもの等（6機関、12件）のほか、随時収入として納入通知書発行時の年度の収入とすべきものを前年度の収入としていたもの（3機関、3件）等、今回報告対象となった監査においては会計事務の初歩的な誤りを数多く指摘している。

また、過去にたびたび再発防止を求めてきた給与事務に係る支給誤りも、依然として後を絶たない状況にある。

これらの誤りは、事務執行の根拠である法令規則や事務処理要領等に対する職員の理解が不十分であることに加え、決裁段階におけるチェック機能が十分に働いていないことを示している。

財務法規は財務事務の公正かつ合理的・能率的な処理を確保するためのものであり、責任ある執行体制のもと、適正な運用が要請されるものであることに鑑み、事務関係者の財務規則等の早期習熟に努めるとともに、組織的な研修や指導体制の充実による人材育成を図る一方、決裁者による確認事務の徹底など、合規性を担保し得る、責任ある事務執行体制の確保に努められたい。

#### 5 重点監査の結果について

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について監査を実施するに当たり、毎年度、重点的に監査する項目を定め、当該項目について濃密な監査を実施している。

平成24年度においては、全庁共通項目として「委託契約事務」について、また、個別項目として「個人県民税に対する取組（県税事務所）」について重点監査を実施した。

その結果は、次のとおりである。

##### (1) 委託契約事務

委託契約事務に関して、本庁及び地方機関等において、次のとおり問題点が見受けられた。



## ア 指摘事項

- (7) 委託事業の設計誤り：1件、過少設計額200,000円（県土整備部）
- (4) 支出負担行為の手続を行わずに契約を締結していたもの：1件、契約額170,100円（中播磨県民局）
- (7) 契約保証金の徴収等をしていなかったもの：4件、契約額合計13,633,900円（阪神北県民局、西播磨県民局、丹波県民局、塚口病院）
- (2) 契約保証金の徴収額等が不足していたもの：4件、不足額合計3,780,580円（企画県民部、但馬県民局、淡路県民局）
- (4) 業務量が減少したのに契約額を変更していなかったもの：1件、過大支出額192,580円（光風病院）

## イ その他

- (7) 記載誤りや記載漏れのある実績報告書を受理する等、契約に係る履行確認が不十分な事例が見受けられた。
- (4) 別途発注すべき委託業務を設計変更により追加しているものがあつた。
- (7) 契約書の契約条文に不備なものが見受けられた。
- (2) 委託者の承諾なしに再委託を行っているものがあつた。
- (4) 履行保証保険証券の提出が遅れているものがあつた。

これらの誤り等は、財務規則及びその運用等を十分理解していないことや的確な履行確認を行っていないこと等に原因があることから、個々の職員の財務に関する知識向上を図るとともに、実効性あるチェック体制を整備し、適正な委託契約事務の執行に努められたい。

## (2) 個人県民税に対する取組

市町が徴収事務を担う個人県民税に関して、平成24年度において、県は、整理回収チームを過去最高となる22市町に派遣し、共同滞納整理を実施している。

また、県下全市町が参加する「兵庫県個人住民税等税収確保推進会議」を設置し、特別徴収への切替え及び徴収対策を推進しており、特別徴収未実施事業所に対して特別徴収実施に係る文書勧奨（20,164事業者）及び個別訪問勧奨（467事業者）等の取組を市町と協力して実施したほか、市町の徴収担当職員を対象にした研修会の開催（34市町を対象）、県・市町共通の滞納者に対する共同催告（29市町と実施）や財産の合同捜索（7件）等を行っている。

今後も、市町との連携を図り、共同徴収等の取組を積極的に進め、県税収入未済額の大半を占める個人県民税の滞納額の縮減に努められたい。

第3 指摘項目の内容

## 地方機関等

## 企画県民部関係

## 東播磨県民局

## 総務企画室

## 物品の損傷等について

平成24年3月7日から同年8月27日までの間に自損事故等により、公用車6台を損傷（県有車両損傷額596,803円、リース車修繕費253,575円）するとともに、相手方の修繕費等（483,375円）を負担していた。

## 加古川県税事務所

## 1 収税事務について

平成24年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は8人、総額は51,068,173円で、うち滞納繰越分は、46,951,471円である。

## 2 課税事務について

課税対象所得のない年度において仮装・隠ぺい等による所得が認められた場合は、当該所得を課税対象所得が発生する年度に繰り越して重加算金を賦課すべきところ、この繰越算定を漏らしたため、法人事業税に係る重加算金が、1件、81,600円過少調定となっていた。

## 加古川健康福祉事務所

## 収入の促進について

平成24年度（12月末現在）における未熟児養育医療費負担金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は84件、総額は1,626,492円で、うち滞納繰越分は、67件、1,377,250円である。

## 加古川土木事務所

## 1 収入の促進について

平成24年度（12月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は65件、総額は4,569,229円で、うち滞納繰越分は、23件、2,578,590円である。

## 2 占・使用許可事務について

平成24年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、平成24年12月末現在許可更新手続未了のものが1件ある。

## 3 工事関係事務について

建物の経過年数の算定を誤ったため、社会資本整備事業に伴う物件移転補償の設計が、1件、115,777円過少設計となっていた。

## 北播磨県民局

## 総務企画室

## 物品の損傷等について

平成24年12月12日に追突事故により、公用車1台を損傷（リース車修繕費112,455円）していた。  
なお、事故の相手方の修繕費等については、交渉中である。

**加東県税事務所****1 収税事務について**

平成24年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は減少しているものの、その人数は5人、総額は28,174,683円で、うち滞納繰越分は、17,277,383円である。

**2 管理事務について**

還付加算金の計算に当たり、計算期間の始期の適用を誤ったため、還付加算金が、1件、114,100円過少還付となっていた。

**加東土木事務所****工事関係事務について**

処分費の計上を漏らしたため、河川維持修繕事業の設計が、1件、175,350円過少設計となっていた。

**中播磨県民局****総務企画室****物品の損傷等について**

平成24年4月3日から同年9月20日までの間に接触事故等により、公用車4台を損傷（県有車両損傷額1,018,150円、リース車修繕費292,091円）するとともに、相手方の修繕費等（915,823円）を負担していた。

※ うち1台については、損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

**県民室****補助事業について**

平成23年度県民交流広場事業において、県民交流広場事業整備補助金で造成した整備基金から充当すべき備品購入費を同事業活動補助金で造成した活動基金から充当したものが1団体、活動基金から充当すべき運営経費等を整備基金から充当したものが1団体あった。

**姫路県税事務所****収税事務について**

平成24年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は10人、総額は113,316,289円で、うち滞納繰越分は、100,913,630円である。

**中播磨健康福祉事務所****経理事務について**

デジタルX線画像診断システム保守点検委託に係る契約で、事前に支出負担行為の決定を行わずに契約を締結していたものが、1件（170,100円）あった。

**姫路農林水産振興事務所****工事関係事務について**

コンクリート等の数量計算を小数点以下第1位の四捨五入により集計すべきところ、誤って切捨てにより集計したこと等のため、漁港漁場機能高度化事業の設計が、1件、192,150円過少設計となっていた。

**姫路土木事務所****1 収入の促進について**

平成24年度（10月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は47件、総額は10,697,376円で、うち滞納繰越分は、27件、8,084,268円である。

**2 経理事務について**

建設業許可更新申請手数料等に係る収入証紙の消印漏れが、512件、29,680,000円あった。

**3 管理事務について**

- (1) 使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、3本あった。
- (2) 平成24年10月末現在において当所が把握している港湾施設用地の無断使用は、1件、126.79平方メートルである。

**4 占・使用許可事務について**

平成24年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、平成24年10月末現在許可更新手続未了のものが2件ある。

**5 契約事務について**

中間前金払を選択した工事請負契約を繰り越し、年度末の出来高に応じて部分払を行う場合には、契約書に部分払条項を追加しなければならないが、これをしないまま部分払を行っていたものが、1件、25,282,354円あった。

**西播磨県民局****総務企画室****契約事務について**

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、西播磨総合庁舎昇降機保守点検業務委託に係る契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が、1件（契約額2,066,400円）あった。

**龍野県税事務所****収税事務について**

平成24年度（11月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は7人、総額は68,639,984円で、うち滞納繰越分は、14,367,584円である。

**光都土木事務所****1 収入の促進について**

平成24年度（11月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は41件、総額は8,651,240円で、うち滞納繰越分は、27件、4,887,360円である。

**2 経理事務について**

河川占用料の所属年度を誤り、平成24年度収入とすべきところを平成23年度収入としているものが、7件、56,170円あった。

**健康福祉部関係****中央こども家庭センター****収入の促進について**

平成24年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は599件、総額は8,123,238円で、うち滞納繰越分は、554件、7,683,231円である。

**姫路こども家庭センター****収入の促進について**

平成24年度（10月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は805件、総額は9,073,273円で、うち滞納繰越分は、717件、8,270,060円である。

**県立明石学園****経理事務について**

- (1) 随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成24年度収入とすべき平成24年4月3日に納入通知書を発した雑入（行政財産の使用許可に伴う光熱水費等）を平成23年度収入としているものが、1件、222,693円あった。
- (2) 会費負担金の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに負担金を支出していたものが、2件（負担金総額200,600円）あった。

**農政環境部関係****県立農林水産技術総合センター****1 予算執行について**

平成22年度予算で支出すべき需用費（被服等購入代金）、1件、349,104円が、平成23年度予算で支出されていた。

**2 経理事務について**

- (1) （節）備品購入費で支出すべき職員用椅子の購入代金、1件、688,275円が、（節）需用費で支出されていた。
- (2) バイオメディカルフリーザー（研究用冷凍庫）購入に係る備品購入費等の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに備品代金等を支出していたものが、4件（1,030,144円）あった。
- (3) 週の勤務時間が38時間45分を超えていないにもかかわらず手当を支給したこと等のため、平成23年度分及び平成24年度分時間外勤務手当等が、11件、78,584円過大支給となっていた。

**3 管理事務について**

- (1) 使用許可のない電線を共架されている電話柱が、1本あった。
- (2) 重要物品計算書を作成する際に、売払処分により実際には管理していない重要物品の調査確認等を怠ったため、平成24年3月末現在における重要物品計算書に過大計上となっていた重要物品が、種雄牛で、1頭（1,470,000円）あった。

**姫路家畜保健衛生所****経理事務について**

育児休業取得者に係る支給率の報告を誤ったため、平成24年度分期末手当が1件、116,420円過少支給となっていた。

**教育委員会関係****播磨東教育事務所****収入の促進について**

平成24年度（12月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は3,165件、総額は270,917,370円で、うち滞納繰越分は、2,897件、244,117,280円である。

**播磨西教育事務所****収入の促進について**

平成24年度（10月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は5,227件、総額は434,864,360円で、うち滞納繰越分は、5,011件、412,617,040円である。

**県立歴史博物館****経理事務について**

- (1) 随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成24年度収入とすべき平成24年4月3日に納入通知書を発した雑入（利便施設の利用許可に伴う光熱水費等）を平成23年度収入としているものが、1件、57,021円あった。
- (2) 週休日出張を命じた職員について支給を漏らしたこと等のため、平成23年度分及び平成24年度分時間外勤務手当が、6件、101,307円過少支給となっていた。

**県立考古博物館****経理事務について**

随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成24年度収入とすべき平成24年4月5日に納入通知書を発した雑入（利便施設の利用許可に伴う光熱水費等）を平成23年度収入としているものが、1件、397,417円あった。

**東播工業高等学校****経理事務について**

公共下水道事業受益者負担金等の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに負担金を支出していたものが、2件（負担金総額1,602,400円）あった。

**北条高等学校****経理事務について**

扶養親族簿認定欄の記載を誤ったため、平成24年度分扶養手当等が、3件、59,739円過大支給となっていた。

**相生産業高等学校****経理事務について**

コンピュータの追加購入に係る備品購入費の執行について意思決定手続を経ているのに、事前に支出負担行為の決定を行うことなく備品代金を支出していたものが、1件（259,350円）あった。

**上郡高等学校****経理事務について**

会費負担金の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに負担金を支出していたものが、2件（負担金総額4,000円）あった。

**公安委員会関係****明石警察署****物品の損傷等について**

平成24年2月3日に衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額145,950円）するとともに、相手方の修繕費等（211,003円）を負担していた。

※ 損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

**加西警察署****物品の損傷等について**

平成24年2月19日に衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額213,843円）するとともに、相手方の修繕費等（154,064円）を負担していた。

**加古川警察署****物品の損傷等について**

平成24年3月29日に追突事故により、公用車1台を損傷（損傷額9,660円）するとともに、相手方の修繕費等（163,233円）を負担していた。